

令和6年12月26日付火取法施行規則一部改正および
 令和7年1月15日付火取法施行規則例示基準一部改正の概要
 (施行日は、令和7年1月26日)

1. 軽微な変更の工事の追加等

(1) 火薬庫の軽微な変更の工事等 (規則第14条)

軽微な変更の工事とは、工事完成後に遅滞なく届出され、その届出により法令の要件を満たしているのかを確認することで十分であると考えられるもの。具体的には、火薬庫や製造施設の構造や性能に大きな影響を与えないものであって、次の二つの要件を満たす変更の工事である。

ア) 技術基準の要求事項が明確又は設備の構造が単純であるため、事前確認を受けなくてもその機能又は性能が基本的に維持可能な工事

イ) 客観的にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事であるため、工事後に書面を確認することで保安上支障のない工事

火薬庫に設置が義務付けられている警鳴装置は、感知部、警鳴部及び報知部から成るが、このうち火薬庫外にある設備の変更工事については、軽微な変更の工事として認められている(法第12条、規則第14条1項3号)。火薬庫の盗難防止設備について、JISの改訂により火薬庫の管理責任者が定めた代理人(警備業者等)が管理者になることも可能となり、昨今の人材不足等から火薬庫の警備を専門の警備会社に委託するニーズが高まっているものの、警鳴装置の変更許可や代替火薬庫の用意など負担が大きく、普及のネックになっている。このため前述の「ア」「技術基準の要求事項が明確」に該当し、さらに工事の種類を限定し、安全に係る工事の条件を付することにより、「イ」「客観的にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事」と整理できることから、警鳴装置の変更工事が軽微な変更の工事に追加されることとなった。

また、火薬庫内照明設備のLED電灯への変更の工事及び火薬庫内面の建築材料取替の工事も併せて軽微な変更の工事に追加された。

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)	
火取法規則改正第14条1項1号	
改正前	改正後
火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替の工事	火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替の工事であって、当該取替の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの イ 暖房設備 ロ 照明設備 ハ 内面の建築材料

例示基準

火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、必要な工事に際し、貯蔵する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 工事の際見張人を配置すること。
3. 工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

火取法規則改正第14条1項1号の2

改正前	改正後
新設	火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの イ 照明設備 ロ 警鳴装置

例示基準

火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置とは、照明設備についてはLED電灯への変更の工事、警鳴装置については感知部の変更の工事であって、次の基準によるものとする。

1. 工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、工事に際し、貯蔵する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 工事の際見張人を配置すること。
3. 工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。
4. 警鳴装置の感知部の工事については、電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士）の資格を有する者により行うこと。

(2) 土堤（規則第31条）

(土堤) 火取法規則第31条4号	
改正前	改正後
土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。	土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあっては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。
例示基準	
土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置とは、土堤の材料に施行規則第31条第5号の例示基準に示すものを使用するほか、必要に応じ、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強することとする。	
(土堤) 火取法規則第31条4号の4	
改正前	改正後
新設	第4号ただし書の土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置として、その内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該補強部分の高さは土堤の高さの二分の一以下とし、かつ、前号の規定にかかわらず、土堤の頂部の厚さは一メートルに鉄筋コンクリートの厚さを加えた厚さ以上とすること（最大貯蔵量爆薬六百kg以下の火薬庫であって、土堤の内面を七十五度より急でない勾配とする場合を除く。）
例示基準	
土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合については、当該鉄筋コンクリートの厚さを40cm以下とし、土堤の強度に合わせてなるべく薄いものとする。	

(土堤) 火取法規則第31条5号	
新設	改正後
	土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。

例示基準
<p>火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料とは、次の一以上の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土 2. ソイルセメント 3. ジオテキスタイルで補強した土

(土堤) 火取法規則第31条5号が6号	
改正前5号	改正後6号
<p>土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵りょう爆薬1トン以上の場合にあつては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りではない。</p>	<p>土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とすること。</p>
例示基準なし	

(土堤) 火取法規則第31条6号から7号	
改正前6号	改正後7号
<p>火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。</p>	<p>火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。この場合において、第4号のただし書きの規定は、適用しない。</p>
例示基準 なし	

(3) 安定度試験

(安定度試験を実施すべき火薬類の期間) 火取法規則第57条1項	
改正前	改正後
<p>法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、左の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、製造後一年 二 硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後三年 	<p>法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬にあつては、製造後一年とする。</p>
例示基準なし	

(安定度試験を実施すべき火薬類の期間) 火取法規則第57条2項	
改正前	改正後
前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、同項第二号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。	前項の火薬又は爆薬であって、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を経過したものとみなす。
例示基準なし	

(安定度試験) 火取法規則第58条	
改正前	改正後
法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による。	法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条までに定める遊離酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は次表による。
硝酸エステルを含有しない爆薬 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造後三年以上を経過したもの 年一回遊離酸試験を行うこと ・ 製造年月日が不明のもの 入手後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後年一回遊離酸試験を行うこと 	削除
例示基準なし	